

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別: 該当なし
- ③ 職業: 該当なし
- ④ 住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号: 03-5226-8550
- ⑥ 該当項目: <ケ>その他(第 13 条第 4 項・第 20 条)
- ⑦ 意見:

1. 要旨

使用料規程に定める使用の対価が、法第 13 条第 4 項にいう上限であることについて、利用者と管理事業者の理解に齟齬がある。解釈・運用の幅が生じないように、定義を明確化すべきである。

2. 詳論

法第 13 条第 4 項が、使用料規程が上限であることを定めた趣旨は、使用料の高騰によって著作物の円滑な流通を阻害させないためである。ところが、2015 年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第 8 回)において、井奈波委員が『もともと集中管理団体の使用料規程が需要と供給のバランスによって決まったものではなく、ほぼ一方的に決められたものではないかと思っております。一応、管理事業法の方で規制はあるにしましても、実際に見ておきますと、急に値上がりしたりとか、運用の基準が実際に明確でなかったりというところがあります。』と指摘をしている。

音楽の分野においては、各管理事業者の使用料規程は、料率と固定金額と、さらに最低使用料が設定されており、いずれかの高い額になると定めていることから、社会情勢や市場環境の変化に起因する市場価格の変化により、料率によって算出された額の数倍の使用料を負担する可能性がある。

上限規程について、解釈・運用の幅が生じないように、その定義を明文化し、法第 13 条第 4 項に反映させるべきである。

以上